

石税協第 号
令和 3 年 8 月 20 日

組合員 各位
賛助会員

石川県税理士協同組合
理事長 野村和宏
(公印省略)

「北陸税協連統一研修会」の開催ご案内

標題の研修会を北陸税理士協同組合連合会との共催で下記により開催することいたしましたので、万障お繰り合わせのうえ、是非ご参加くださいますようご案内申し上げます。

会場設営等の都合もございますので、受講を希望される方は、9月30日(木)までに裏面の申込書により、郵便又はFAXでご連絡をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、会場への参加お申し込みは、先着80名までとさせていただきます。

また、今回は、インターネットを通じ会員事務所等でも受講が出来るよう、ライブ配信も行いますので、ご希望される方は裏面の手順により受講ください。

記

研修テーマ	「外国人労働者の採用・雇用をめぐる実務（仮）」 ～就労ビザ申請、雇用契約の結び方、採用後の外国人労働者に特有の様々な届出などについて、行政書士・社会保険労務士がわかりやすく解説～
日 時	令和 3 年 10 月 26 日(火) 10 時 00 分～16 時 00 分 (研修時間 5 時間)
研修会場	ホテル金沢 金沢市堀川新町 1 番 1 号 076 (223) 1111 ※先着80名限定
講 師	行政書士 若松絵里氏 (講師プロフィール) 法務省届出済申請取次行政書士・社会保険労務士。2005年10月「若松絵里社労士・行政書士事務所」を開設。現在は主に外国人労働者の就労ビザ申請代行・雇用契約書・就業規則・各種契約書の英文翻訳業務などを行っている。東京都主宰の東京外国人材採用ナビセンターの専門家相談員。単著に「中小企業のための外国人雇用マニュアル」(KKベストブック)、「外国人労働者の採用・雇用をめぐる実務相談 Q&A」(清文社)、ほか執筆記事多数。
概 要	1. 外国人雇用の基礎知識 (1) 顧問先企業が外国人の不法就労トラブルに巻き込まれないために (2) 2019年4月の入管法改正で何が変わったのか (在留資格「特定技能」の新設) 2. 雇用主企業が外国人の採用にあたって行う手続き ※ 顧問先企業から外国人を採用したいと相談されたら (1) 留学生や転職者に関する就労ビザ申請の概要 (2) 海外から招へいする外国人の就労ビザ申請の概要 (3) 外国人と取り交わしておきたい雇用契約書や秘密保持契約書 (4) コロナ禍の外国人採用にかかる特例など、採用にあたり雇用主が知っておかなければならない情報 3. 雇用主企業が外国人社員の採用後に行う手続き (1) 外国人社員の入社・退職時に出入国在留管理局やハローワークなどに行う届出 (2) 社会保障協定や脱退一時金申請の手続き (3) 外国人社員の退職や解雇に際して注意するポイントなど (4) 外国人社員の定着に役立つ労務管理 4. 外国人雇用に関するメリットとデメリット (1) 既存の日本人社員に与える外国人社員採用の好影響などの実例 (2) 外国人雇用の現場で多いトラブル等 (3) 全体に対する質疑応答
受 講 料	無料

ライブ受信手順について

<9月30日までに>

下記申込書にて、事務局までお申し込みください。

研修会前日までに、テキスト・レジュメが事務所に届きます。

<10月26日研修会当日>

- 1 研修受講管理システムのトップ画面から「マルチメディア研修（当会）」をクリックしていくだくと、マルチメディア研修の一覧が表示されます。
- 2 研修会タイトル「北陸税協連統一研修会」（配信日2021年10月26日）欄の右側にある「視聴」ボタンをクリックし、「視聴サイトを開く」ボタンをクリックしていただくと、研修会のライブ配信動画が表示されます。
- 3 ライブ配信中に、4ヶタの確認コードが流れますのでメモをお願いします。
- 4 2で使用した「視聴」ボタンの下にある「申請」ボタンをクリックし、当日の日付と3でメモをした確認コードを入力して研修事績を登録してください。

「北陸税協連統一研修会」参加申込書

令和3年10月26日（火）開催

会場出席 または ライブ受信 のいずれかを○で囲んでください。

北陸税協連統一研修会

会場出席 • ライブ受信

(先着80名限定)

当日会場において、昼食休憩時に通路が混雑し密になることを避けるため、希望者には弁当を販売いたします。

事前の完全予約制となりますので、ご希望の方は下記によりお申し込みください。

ホテル金沢弁当 [1,000円（税込）] (注文します) (不要)

部会 氏名

FAX返送先 076-223-1873

※ 本セミナーは「高度外国人材」と呼ばれる、従来の一般的な就労系の在留資格（就労ビザ）の対象となる外国人材や留学生などの採用に焦点をあてた内容となっており、「技能実習生」や「特定技能」の外国人材に関する詳細については多く触れませんので、予めご了承の上、お申込みください。